

沖縄県地域公共交通（陸上交通）確保維持改善事業費補助金交付要綱

（平成24年3月30日制定）

（平成25年3月29日改正）

（平成27年9月14日改正）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 知事は、陸上交通に係る地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的として、乗合バス事業者に地域間幹線系統確保維持費補助金及び車両減価償却費等補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、県、市町村、沖縄総合事務局、交通事業者等からなる協議会（以下「協議会」という。）が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- (2) 前号の協議会とは、沖縄県生活交通確保維持協議会をいう。
- (3) 「地域間幹線系統確保維持計画」とは、地域間幹線バス系統のうち、一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通確保維持改善計画に位置づけられたものの確保・維持・改善のための取組についての計画をいう。
- (4) 「生活交通路線」とは、生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。）に記載され、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - (イ) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
 - (ロ) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの。
 - (ハ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。
 - (ニ) 那覇市、平良市、石垣市、名護市、沖縄市への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、知事が指定し、国土交通大臣の承認を受けたものへの需要に対応して設定されるもの。
- (5) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (6) 「補助対象期間」とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (7) 「輸送量」とは、次式によって算出された数値をいう。
$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$
- (8) 「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」とは、補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロで除した1キロメートル当たりの経常費用をいう（第3章に係る経常費用を除く。）。
- (9) 「補助対象経常費用」とは、本条(8)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (10) 「離島」とは、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定す

る離島に属する島をいう。

第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されている者とする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経費用に達していないものとする。

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、補助対象経費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活交通路線の補助対象経費用と経常収益との差額 ×

$$\left[\frac{\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right]$$

2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(補助対象経費の限度額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象経費用の9/20に相当する額を限度とする。ただし、複数年単位で当該生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合における2年目以降の補助対象経費の額については、前年度の補助対象経費の額（前年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から9月30日までの期間が1年に満たない場合にあっては、当該年度の始期から9月30日までの補助対象経費の額の1年間相当分の額）を限度とするものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出するものとする。ただし、本条(1)の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第3章に係る経常費用を除く。）
- (2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2以内の額とする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 知事は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、第2号様式による地域間幹線系統確保維持費補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

- 2 補助対象期間の末日（9月30日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（補助金の経理等）

第10条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

（補助金の交付の取り消し及び返還）

第11条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

第3章 車両減価償却費等補助金

（補助対象事業者）

第12条 補助対象事業者は、第3条の基準に適合する補助対象路線の運行を行う乗合バス事業者とする。

（補助対象車両）

第13条 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の対象となる車両は、生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両のうち、次の各号の全てに適合する車両（新車に限る。）とする。

- (1) 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本章による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。
- (2) 主として、第2章第3条の補助対象系統の運行の用に供するもの。
- (3) 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。
 - (イ) ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
 - (ロ) ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
 - (ハ) 小型車両（(イ)及び(ロ)の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）
- (4) ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

（補助対象車両費の限度額）

第14条 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び生活交通路線の運行に必要な付属品の価格の合計）は、1両につき次の(1)又は(2)のいずれか少ない額を限度とし、補助対象車両費の額は、償却期間5年、償却率は定率法40%（ただし、平成24年3月31日以前に取得された車両については50%）、定額法20%として次式により計算された額及び当該購入に係る金融費用（年2.5%を上限）の合計額とする。ただし、償却期間5年を適用しない事業者については、事業者が任意に設定した償却率をもって算出した額と比して低い方の額とする。

また、特別償却を行う場合にあっては当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとする。

なお、リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても同様の取扱いとする。

補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額 ×

$$\left[\frac{\text{当該車両の減価償却率} \times \text{補助対象期間中に使用していた月数}}{12 \text{ (月)}} \right]$$

(1) ワンステップ型車両については、1,330万円、ただし、小型車両は1,230万円、ノンステップ型車両については、1,530万円（それぞれ消費税を除く。）とする。

(2) 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額

（補助金の交付申請）

第15条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による車両減価償却費等補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書（本章に係る営業費用を除く。）及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出するものとする。ただし、本条の添付書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

（補助金の交付額）

第16条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額の1/2に相当する額とする。

（補助金の交付決定及び額の確定等）

第17条 知事は、第16条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、第4号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（準用規定）

第18条 第10条及び第11条の規定は、本章の補助について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、交付の日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年10月1日制定）は廃止する。（経過措置）
- 3 この要綱施行の際、沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱の規定に基づく平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間の補助金、当該補助金に係る返還命令及び財産の処分の制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

沖縄県知事 殿

氏名又は名称
所在地
代表者名

印

年度 地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書

年度地域間幹線系統確保維持費補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○ 地域間幹線系統確保維持費補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用イ	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロロ	k m				経常収支率	%

4. キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用（実績） イ÷ロ＝ハ	地 域 キ ロ 当 たり 標 準 経 常 費 用 ニ	キ ロ 当 たり 補 助 対 象 経 常 費 用 ハ又はニのいずれか少ない方の額 ホ
沖 縄	円 銭	円 銭	円 銭
		円 銭	円 銭

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、「地域公共交通確保維持改善事業費バス運行対策費補助金交付要綱」別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、費用（補助対象期間（補助金交付要綱第1条(4)で定める期間）における補助金交付要綱第3章に係る経常費用も除くこと。）及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（国庫補助金交付要綱第12条(46)で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第12条(46)で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
9. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は に記載すること。
10. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程へー補助ブロック外乗入部分のキロ程トー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程チ）に係るキロ程を記載すること。
11. 「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率又」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
12. 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
13. 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
14. 「補助対象経費」の欄は、ソ（平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合はソの金額を記載し、記載がない場合はレの金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
15. 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
16. 都道府県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、都道府県名を付して都道府県外乗入部分について同様に記載すること。なお、申請書の「補助金の額」の欄は、都道府県外乗入部分を含めた合計額を記載すること。
17. ウの値はワの合計欄、ノの値はルの合計欄に相当する値（単位未満切り捨て）を記載すること。
18. ケ及びフについては、改善があつたものを記載すること。
19. ク欄までは必ず記載することとし、路線維持費合理化促進補助金の対象とならない場合は、ヤ欄以降記載しなくてもよい。その場合、「1. 交付を受けようとする補助金の額」の系統数及び補助金の額の欄には「一」を記載すること。
20. コ欄は、キ欄の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第12条(46)で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「営業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 第1号の2様式の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（ 年度）

事業者名

運行系統						年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	備考	
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・回)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	平均乗車密度算定				平均乗車 密度 (B) (C) × (F) (G)
															平均 賃率 (F) (円)	平均乗車 密度 (B) (C) × (F) (G)			
合計																			

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第2条(6)で定める期間）について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、補助金交付申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

沖縄県達第 号

名称及び代表者名

年度 地域間幹線系統確保維持費補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度地域間幹線系統確保維持費補助金については、審査の結果適正と認められ、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第102号）第4条及び第13条並びに沖縄県地域公共交通（バス対策）確保維持改善事業費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定します。

平成 年 月 日

沖縄県知事

印

1. 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、 年 月 日付け 第 号で申請のあった運行系統のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

○ 地域間幹線系統確保維持費補助金

運行系統数	補助金の確定額
	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、地域間幹線系統の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

沖縄県知事 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名 印

年度 車両減価償却費等補助金交付申請書

年度車両減価償却費等補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請の概要

初年度(平成 年度)		申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等年月日	購入等の種別(現金、割賦、リース)	自動車登録番号
補助ブロック名	申請番号									

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費補助金申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入予定合計額から償却額を控除した額(円)	(ホ)と(ロ)のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) ×(0.5or0.4)→ (定額法)×0.2	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	(ス)と(セ)のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	補助対象経費の1/2の額(千円)	残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ	ト	チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	リ	ヲ×7÷12(月)→	カ×1/2=ク	ヘ-カ=ク
													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持費補助金申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%年利)	(シ)と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	補助対象経費の1/2の額(千円)
					ツ	ツ×1/2=ネ
						円
						円
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	補助金申請額(千円)
カ+ク	ヨ+ネ

2年目以降(平成 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費補助金申請番号	
			当該年度	初年度

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法) ※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費補助金申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度2(2年目)のみの額→	普通償却限度額(円) (定率法) ×(0.5or0.4)→ (定額法)×0.2	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	(ノ)と(ハ)のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	補助申請額(千円)	残存価格(円)
	初年度への額→				ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)→マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=フ
										円	
										円	
計										千円	

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持費補助金申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%年利)	(シ)と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	補助申請額(千円)
			(目)	(至)				
							ア	ア×1/2=イ
								円
								円
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	補助金申請額(千円)
マ+ア	ケ+イ

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること(初年度に沖縄県バス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする)。
- 「確保維持費補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積1.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小數点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに100円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 「普通償却限度額(ム欄)」は、補助対象限度額(十欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1. 平成19年4月1日~平成24年3月31日までに取得した車両:保証率0.06249 改定償却率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500
※3. 上記1.に記載した特別の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1)7、9、10関連)
- 標準仕様/ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあつては、認定書の写し。
- 自動車登録事項等証明書(写し)
- バス車両の主要部分の写真
- 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

沖縄県達第 号

名称及び代表者名

年度車両減価償却費等補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度車両減価償却費等補助金については、審査の結果適正と認められ、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第102号）第4条及び沖縄県地域公共交通（バス対策）確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条の規定により次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定します。

平成 年 月 日

沖縄県知事

印

1. 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった車両購入減価償却費等のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
千円	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、地域間幹線系統の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
 - (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。